

## 社会福祉法人野田村保育会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人野田村保育会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第 3 条 役員等に対しては、会議の出席 1 回につき並びに業務のための出役及び旅行 1 日に付き、別表のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額)

第 4 条 この法人の全理事の各年度の報酬の総額は、350,000 円以内とする。

2 この法人の全監事の各年度の報酬の総額は、150,000 円以内とする。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（報酬等の額）

役員等	報酬の額
理事	4,500 円
監事	4,500 円
評議員	4,500 円